

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月18日 05時02分ごろ
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港 枕崎港東防波堤灯台から真方位057°620m付近 (概位 北緯31°15.7′ 東経130°17.9′)
事故の概要	漁船第三十一竹吉丸は、右旋回中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年9月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十一竹吉丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	KG2-966（漁船登録番号）、有限会社吉武水産
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	球状船首に破口、船首部船底外板に擦過傷、プロペラ軸に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、操業を終え、枕崎港に向けて約11ノットの対地速力で自動操舵により北西進していた。</p> <p>船長は、操舵室に設置された椅子に腰を掛けて見張りを行い、枕崎港まで約3海里であることをレーダーで確認した後、いつのまにか居眠りに陥ったが、ふと目が覚めて船首方を見たところ、枕崎港東防波堤が目前に迫っており、直ちに機関を全速力後進とし、本船を急停止させた。</p> <p>船長は、周囲を確認したところ、本船が枕崎港東防波堤にほぼ直角の状態となって接近していたので、一旦本船と防波堤との距離をとってから航行を再開して港内に向かおうと思い、機関を後進とした。</p> <p>本船は、船尾を左舷方に振りながら後進した。</p> <p>本船は、枕崎港東防波堤を左舷船首方に見る体勢となったので、船長が、右旋回して港内に向かうこととし、右舵を取って前進を開始して間もなく、枕崎港東防波堤基部付近の浅瀬（以下「本件浅瀬」という）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、僚船に救助を求めるとともに、積載していた約15tの氷を放棄し、乗り揚げた後から約20分後に僚船の支援を得て離礁した。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.1mであった。</p> <p>船長は、枕崎港東防波堤への衝突を寸前で免れたことで気が動転し、GPSプロッターで船位を確認せずに右旋回したので、本件浅瀬に向かう状態となっていることに気付かなかったと本事故後に思っ</p>

	た。
分析	<p>本船は、枕崎港東防波堤付近において、船長が、同防波堤への衝突を寸前で免れたことで気が動転している状況下、GPSプロッターで船位の確認を行っていなかったことから、右旋回中に本件浅瀬に向かう状態となっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、枕崎港東防波堤付近において、船長が、同防波堤への衝突を寸前で免れたことで気が動転している状況下、GPSプロッターで船位の確認を行っていなかったため、右旋回中に本件浅瀬に向かう状態となっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッター等を活用し、船位の確認を行うこと。 ・事故を回避した後は、冷静かつ慎重な対応を心掛けること。